

# 海外療養制度について



海外療養費は、日本国内に居住する国民健康保険の被保険者が、短期間海外渡航した際に急な病気やけがで現地の医療機関を受診し治療費の全額を支払った場合に、帰国後に申請すると支払った医療費の一部の払戻しを受けることができる制度です。

## 出発前

1. 海外で医師・医療機関が記入する書類があります。渡航前に区役所区民課・総合出張所で書類を受取るか、ホームページから印刷し、海外に携帯してください。
  - ①【診療内容明細書 Form A】 ……医科用。担当医が記入し署名が必要（※1）
  - ②【領収明細書 Form B】 ……医科用。担当医又は病院事務長が記入
  - ③【診療内容明細書翻訳文 A】 ……翻訳者の住所・氏名・電話番号を記入
  - ④【歯科診療内容明細書・翻訳文 Form C】 ……歯科専用。担当医が記入し署名が必要
  - ⑤ 国際疾病分類表 ……医師が書類を記入する際の資料

## 海外で

2. 担当医に国際疾病分類表を基に、上記の書類を記入してもらいます。原則、受診者ごと、医療機関ごと、各月ごと、入院・外来ごとに書類が必要です。
3. 受診した海外の医療機関では、治療費の全額を支払い、領収書を保管してください。（クレジットカードでの支払いの場合は、控えも必要になります）

（※1）【診療内容明細書A】中、下記については詳細に記入して頂くよう依頼してください。  
(6)症状の概要 ・ (7)処方、手術・処置の概要

## 帰国後

4. 区役所区民課・総合出張所の窓口で、【療養費支給申請書】に下記の書類を添えて申請してください。

[必要なもの] ((1)～(5)は原本提出)

- (1)【診療内容明細書 Form A】または、【歯科診療内容明細書・翻訳文 Form C】
- (2)【領収明細書 Form B】(医科のみ)
- (3)上記(1)(2)の【日本語翻訳文】……翻訳者の住所・氏名・電話番号を記入
- (4)【調査に関わる同意書】……受診した本人が療養費支給申請時に記入
- (5)領収書
- (6)【海外療養費支給申請に関する調書】……療養費支給申請時に記入
- (7)個人番号カード又は通知書
- (8)国民健康保険証
- (9)世帯主の預貯金通帳等
- (10)パスポート(原本)

・渡航記録の確認が必要です。診療期間が含まれるパスポートの出入国記録欄、顔写真、署名欄のコピーを撮らせていただきます。

・パスポートの出入国記録から渡航記録が確認できない場合は、海外に渡航した事実が確認できる書類(航空券等)が別途必要です。

※空港において自動化ゲートを利用された場合は、パスポートに出入国印が押印されないため自動化ゲートの通過時に出入国印の押印の希望を空港職員に申し出てください。なお、出入国印が確認できない場合は、法務省にて出入国記録に係る開示請求書を取り寄せていただく場合があります。(手数料は自己負担となります)

## 【支給額の決定方法】

海外療養費は、日本国内で同様の傷病で治療を受けた場合を標準額として決定します。実際に支払った額（実費額）が標準額よりも高額な場合は、標準額から被保険者の一部負担金相当額（3割、または2割）を控除した額が支払われます。また、実費額が標準額より安価な場合、実費額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が払い戻されます。また、支給額算定の際は、支給決定日の外国為替換算率（レート）を用います。

## 【支払予定日】

申請受付後、熊本県国民健康保険団体連合会において診療内容明細書、領収明細書等の審査がある為、4ヶ月ほどの期間を要します。

※申請書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で確認書類等の再提出をお願いすることや、診療を受けた医療機関に対して文書、電話等で確認をすることがあります。その場合、審査には相当の期間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

## 【注意事項】

- 療養を目的として外国へ行き、診療を受けた場合は支給されません。
- 日本における保険診療の範囲内での給付となります。  
※心臓や肺などの臓器の移植、人口授精等の不妊治療、性転換手術などは保険対象外です。  
あくまでも、その医療行為が日本国内で保険診療の対象となっているものに限られており、最先端医療、美容整形などの医療は対象外です。（「海外での臓器移植要件」を満たす場合は一部例外有）
- 診療内容がわかる書類が添付されていない場合は審査できません。
- 医療費が高額になった場合は、高額療養費の申請も必要となります。
- 請求権は、診療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。
- 民間の旅行傷害保険等から支給される治療費（保険金）は、海外療養費の支給額の減額対象とはなりません。ただし、民間の旅行傷害保険が直接医療機関へ医療費を支払った場合（本人の自己負担なく医療機関から治療を受け、被保険者に費用負担が生じていない場合）は、支給の対象とはなりません。
- 診療内容明細書、領収明細書、領収書、日本語翻訳文等を発行・作成するための経費は申請者の自己負担となります。
- 長期海外滞在の場合等、住居の本拠地が熊本市に無いと判断される場合は、当該期間における被保険者資格の適用を取り消す事があります。

### ○参考

国民健康保険の加入対象者については、国民健康保険法第5条に、「市町村又は特別区の区域内に住所を有するものは、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」とあります。通常、「熊本市内に住所を有する方」は、住民基本台帳に登録をしている方になりますが、住民基本台帳に登録をされたまま他の地域に住んでいる場合もあり、こうしたケースでは、熊本市民とみなさない場合があります。

住民票を熊本市に置いたままであっても、居住の実態がない方や、一時的に日本に帰国し、本拠は海外にある方については、熊本市の国民健康保険の資格は適用とはなりません。

基本的には、1年以上日本に居住実態があることが住所を有するものと判断することとなっています。（住民票があることが要件となっていません。）

## 【お問合せ先 及び 提出先】

担 当 課	電話番号	担 当 課	電話番号
●中央区役所区民課 国保年金班	096-328-2278	●西区役所区民課 国保年金班	096-329-1198
●東区役所区民課 国保・後期班	096-367-9125	・河内総合出張所 健康福祉班	096-276-1111
・託麻総合出張所 健康福祉班	096-380-3111	・芳野分室	096-277-2001
●南区役所区民課 国保年金班	096-357-4128	●北区役所区民課 国保年金班	096-272-6905
・天明総合出張所 健康福祉班	096-223-1111	・清水総合出張所 健康福祉班	096-343-9161
・城南総合出張所 健康福祉班	0964-28-3111	・龍田総合出張所 健康福祉班	096-338-2231
・幸田総合出張所 健康福祉班	096-378-0172		